

防 災 業 務 計 画

令和 7 年 1 月

株式会社イトヨ一力堂

第1章 総 則

第1節 防災業務計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条、及び日本海溝・千島海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第6条の規定に基づき、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策を定めることにより、株式会社イトヨーカ堂（以下、「イトヨーカ堂」という。）が実施する災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 基本方針

イトヨーカ堂は、首都圏エリアを中心に地域社会との深い繋がりを築きながら事業を展開しており、自然災害等の不測の事態が発生した場合においても、その事業特性を活かし地域社会への貢献という使命の実現を目指すものとする。具体的には、災害発生した場合には、お客様と社員の人命最優先で行動し、（1）店舗の営業継続及び早期の営業再開により平時と変わらない利便性を提供するとともに（2）支援物資を調達し避難拠点へ配送することにより、被災者の支援及び地域社会への貢献を行なう。

第3節 防災業務計画の骨子

イトヨーカ堂は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合、またはそれらの災害発生に備え、防災業務計画及び法令に基づき、以下に掲げる業務を実施するとともに、国、地方公共団体及びその他の防災関係機関と連携して対応する。

1. 防災体制の構築
2. 災害予防対策
3. 災害応急対策
4. 災害復旧対策

第4節 防災業務計画の運用

1. 他の計画等との関係

防災業務計画は、イトーヨーカ堂が作成した大規模災害対策書等に基づき作成したものである。

2. 防災業務計画の修正

1年に1回、防災業務計画に検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。

3. 防災業務計画修正の報告等

防災業務計画を修正したときは、速やかに経済産業大臣を経由して内閣総理大臣に報告し、関係都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表する。

第2章 防災体制

第1節 防災に関する組織

災害が発生した場合に迅速な対応を行ない前述の基本方針を全うするため、イトーヨーカ堂において必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努めるものとする。

1. 災害対策本部の設置

災害が発生または発生する恐れがある場合において、当該災害の規模やその他の状況を勘案し、イトーヨーカ堂の代表取締役社長は災害対策本部の設置を決定する。

2. 組織

- (1) 災害対策本部長は、代表取締役社長とする。
- (2) あらかじめ決められた災害対策本部の構成メンバーは、災害対策本部が設置された場合、速やかに参集する。
- (3) 災害対策本部長は、災害対策本部を指揮監督する。
- (4) 災害対策本部の窓口として事務局を設置し事務局は被災状況の収集、国、地方公共団体及びその他の防災関係機関からの支援要請を取りまとめる。

3. 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、イトヨーカ堂の本社所在地（以下、「本社」という。）とする。ただし、本社が被災しその機能を失った場合を想定し複数の代替拠点をあらかじめ設定する。

第2節 関係機関との協力

1. 国・地方公共団体及びその他の防災関係機関との協力

イトヨーカ堂は、災害が発生した場合、円滑な連携により迅速な対応ができるように、平時より国、地方公共団体及びその他の防災関係機関との情報交換を行なうことで、信頼関係の構築に努める。

2. 取引先との協力

イトヨーカ堂は、災害が発生した場合、取引先（製造事業者、運送事業者等）と協力し、物資、要員、資材、輸送に関する融通等、相互での応援体制を整備する。

第3章 災害予防に関する事項

第1節 物資等の備蓄及び管理

1. 食糧等生活必需品の備蓄

イトヨーカ堂は、災害が発生した場合に備え、本社等において、食糧等生活必需品の保有量を定め、その確保を図るとともに保管場所、消費期限等の管理をする。

2. 災害復旧用資機材等の確保

イトヨーカ堂は、災害が発生した場合に備え本社等において、災害復旧用資機材の確保を図るとともに被災地等へ円滑に輸送できるよう整備に努める。

第2節 施設、設備の整備及び点検

1. 通信連絡設備

イトヨーカ堂は、災害が発生した場合の情報収集、方針伝達及び迅速な情報共

有を行なうため、以下の通信連絡設備を本社及び店舗等に設置し、定期的に点検を行なう等の管理をする。

- (1) M C A 無線機
- (2) 衛星電話機
- (3) W e b 会議システム

2. 非常用電源の整備

イトーヨーカ堂は、本社等において長時間の停電に備え、災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。なお、非常用電源の整備にあたっては、ビル管理者等の関係者と協議し進める。

第3節 災害時協定の締結

イトーヨーカ堂は、災害が発生した場合、被災地の状況を迅速に把握し、被災地の支援に向け必要な物資を速やかに提供できるよう地方公共団体等との間で災害協定を締結しておくとともに、平時より地方公共団体及びその他の防災関係機関との情報交換を行なうことで、信頼関係の構築に努める。

第4節 防災に関する教育

イトーヨーカ堂は、災害が発生した場合、社員の安全を確保し迅速かつ適切に行動できるようにするために、防災に関する各種訓練の実施等を通じて防災意識の向上に努める。

第5節 防災に関する訓練

イトーヨーカ堂は、災害対策を円滑に推進するために年1回以上の防災訓練を実施し、防災業務計画が有効に機能することを確認する。なお、防災訓練の実施にあたっては、実践的な内容を含む中で抽出された課題について速やかに改善を行なうとともに次回の訓練に反映させる。

また、防災訓練の実施に合わせて、災害時に負傷者に対する応急措置を行なうための救護所を本社内に開設した場合を想定した訓練も実施する。

第6節 南海トラフ地震臨時情報及び北海道・三陸沖後発地震情報への対応

政府から発出される情報に基づき、日頃からの地震への備えを徹底するとともに津波が予想される地域においては、避難場所、避難経路、避難要領の確認及び高所

への避難を検討する。

第4章 災害応急対策に関する事項

第1節 被害情報等の報告

1. 情報の収集と報告

イトーヨーカ堂は、災害が発生した場合、災害対策本部の構成メンバーは、各店舗、事業所等について、下記の情報を正確かつ迅速に収集し、速やかに災害対策本部長へ報告する。

【収集する情報】

- (1) お客様、社員の安否状況
- (2) 店舗等の被害状況及び復旧状況
- (3) 商品の供給状況及び被害状況
- (4) 国、地方公共団体及びその他の防災関係機関からの物資支援の要請状況
- (5) 外部からの問合せ状況
- (6) その他災害に関する情報

第2節 被災地店舗への安定供給

イトーヨーカ堂は、被災地の状況や地域住民の要望等を把握し、配送ルート等の安全面の確認をした上で、必要とされる商品を選定し店舗でお客様に提供できるよう被災地への安定供給に努める。

第3節 支援物資の対応

イトーヨーカ堂は、災害が発生した場合、国、地方公共団体及びその他の防災関係機関から、物資や食糧等生活必需品の支援に関する要請があった場合は、可能な限り協力する。

1. 物資の調達

物資や食糧等生活必需品の支援に関する要請があった場合は、要請があった品目と数量を確認の上で、商品のお取引先様と連携し可能な限り速やかに物資の調達を行なう。

2. 物資の輸送

支援物資の輸送に関しては、原則イトヨーカ堂が手配する運送事業者の車両等、調達可能な輸送手段により行なう。

第4節 対策要員の確保

災害対策本部が設置された場合、イトヨーカ堂の災害対策本部構成メンバーは速やかに設置場所である本社に参集し、災害対策に関する対応を行なう。ただし、交通途絶等により本社に参集できない場合は自らの生命、身体の安全確保を第一とし、災害対策本部事務局へ連絡の上で最寄りの店舗、事業所に参集する等の対応を検討する。

第5節 災害時における広報

イトヨーカ堂は、災害が発生した場合、当社の被災地店舗、事業所等の被害、営業状況を報道機関等にできる限り速やかに発表できるよう、正確かつ迅速な社内情報収集に努める。

第5章 災害復旧に関する事項

第1節 復旧計画

災害発生直後の応急対策が完了し、店舗等の復旧対応に移行する場合、その対応の前提となる復旧計画の策定は事業の経営判断に関わる事項のため経営戦略の策定と実現に向けた進捗管理を推進していく。復旧に向け災害対策本部は、被害状況を整理し優先順位等を検討した上で必要に応じ、下記の事項を含む復旧計画を検討する。

【復旧に向けた事項】

- (1) 復旧応援要員の必要有無
- (2) 復旧要員の配置状況
- (3) 復旧資材の調達
- (4) 店舗等の復旧方法
- (5) 復旧作業の日程
- (6) 復旧の完了見込
- (7) 宿泊施設、食糧等の手配

(8) その他必要な対策

第2節 義援金の対応

イトーヨーカ堂は、店舗や事業所を通じてお客様等からお預かりした義援金及び募金に関しては本社で取りまとめ、被災した自治体等に滞りなく贈呈するための手続きを行なう。

以上

制定 令和7年11月4日